

在日ベトナム系移民に関する予備的考察

長崎大学 堀江 直美

Preliminary observation on Vietnamese immigrants in japan

Naomi Horie (Nagasaki University)

Abstract

This study is a preliminary observation on the Vietnamese immigrant communities in Japan, which have been increasing in recent years. In particular, the literature was reviewed for themes such as Vietnamese refugees support policy, Vietnamese religious practice, Catholic Vietnamese immigrant communities, multiculturalism and Catholic Church, technical interns and international students.

As a result, it was confirmed that the future direction would be to investigate the ethnic network through Vietnamese immigrants in non-resident areas, immigration support and the perspective of Multicultural Society.

Key Words: Vietnamese refugees、Vietnamese immigrants、Catholic Church、communities、ethnic network

1 . はじめに

現在日本には約273万人(2018年12月末時点)の在留外国人が暮らしている(法務省2019)。国別では最多の中国が76万4720人と全体の3割近くを占め、韓国(44万9634人)、ベトナム(33万835人)、フィリピン(27万1289人)、ブラジル(20万1865人)と続く。注目すべきはベトナム人の増加率(26.1%)で、上位10カ国の地域で唯一2割を超えている。そのため本稿はベトナム系移民について注目している。

表1は近年の在留外国人上位5カ国の人口の推移である。ベトナム人に注目すると、2008年は約4万人だったが、2018年には約33万人に急増していることがわかる。この背景には技能実習生と留学生の在留数が増加していることがあげられる。

近年日本の産業界における人手不足から技能実習生や留学生の資格外活動などの労働力に頼る企業が増加している。また、高齢者福祉関連業界の人材不足からEPA(経済連携

協定)により介護人材や国家戦略特別区域の家事支援外国人材を受け入れている。2019年4月からは技能実習生制度とは別に新たな外国人労働者受け入れ拡大のために「改正出入国管理法」が施行され、入国管理局が出入国管理庁に格上げになるという移民行政の改変があった。

そして、日本政府は移民政策を取らないと明言しつつも、実質的には労働者として受け入れる技能実習制度があり、また留学生30万人計画として受け入れた留学生が労働市場に組み込まれ、日本社会に存在している。さらに、ベトナム人技能実習生などの増加は、ベトナム側の国策としての「労働者輸出」(駒井2006:78-82)があることも念頭に置く必要がある。

表1 在留外国人上位5カ国人口の推移 (人)

年\国	中国	韓国	フィリピン	ブラジル	ベトナム
2008	664,265	580,760	193,426	309,448	40,524
2009	680,518	578,495	211,716	267,456	41,000
2010	687,156	565,989	210,181	230,552	41,781
2011	674,879	545,401	209,376	210,032	44,690
2012	683,452	567,049	211,269	192,201	53,542
2013	649,078	519,740	206,805	181,317	72,256
2014	645,777	501,230	209,183	177,953	99,865
2015	656,403	497,707	224,048	173,038	124,820
2016	695,522	453,096	243,662	180,923	199,900
2017	730,890	450,663	260,553	191,362	262,405
2018	764,720	449,634	271,289	201,865	330,835

(出典：法務省在留外国人統計より作成)

増加の一途をたどる移民との共生が日本社会において課題となっている昨今、移民たちの地域社会での生活世界を理解する視角を持つことは不可欠である。彼らの生活世界を理解する上で着目すべきこととして宗教がある。移民が増加する中で宗教の多元化も起き、移民と宗教の関連性は注目すべき視点である。三木(2017:15)は「在留外国人の問題を考えるにあたって宗教に着眼するのは、彼らのうちの小さからぬ割合が熱心な信者であると推測されるに他ならない」と在留外国人と宗教の関わりに注目する理由を指摘している。

ベトナム系移民についても宗教との関係は深い。それは、まず1975年のベトナム戦争終結後ベトナム難民として定住したベトナム系移民の存在である。難民の一時滞在施設はカ

トリック、仏教等の宗教団体、日本赤十字社が支援していた。そして、定住後に築かれたベトナム系移民のいくつかのコミュニティの特徴としてカトリック教会の存在が大きいことが報告されている。また、カトリック教会の機能がその地域の多文化共生に貢献する可能性を提示する研究もある。そのため、本稿は特にベトナム系移民のコミュニティとの関わり、及びコミュニティの構築に関する文献に着目し、文献レビューにて示唆をえることを目的とした。その中で選出した文献は、現在ベトナム系移民コミュニティを形成しているベトナム難民を一時庇護した諸団体の動向、ベトナム系移民のコミュニティとカトリック教会の関係、そしてカトリック教会の機能と多文化共生に関連したベトナム系移民の研究論文等を参考にした。また、ベトナム系難民が中心であったカトリック教会を媒介としたコミュニティは、最近では滞日する技能実習生や留学生の割合が増加し、彼らが新たにカトリック教会コミュニティに参入しており、コミュニティが変容傾向にある。そのため、ベトナム系技能実習生や留学生の動向の論文も含めた。

2 . 在日ベトナム系移民の背景

2 .1 ベトナム系移民のエスニシティ

古田 (2017 : 281 287) によると、ベトナムは東南アジアの一員として認識されているが、それはフランス植民地支配以降のことであり、ベトナムの個性を強調するならば、東アジア性が再認識されるという。また、ベトナム南部はインドの影響も受けており、ベトナムという国は東アジア的要素と東南アジア的要素を併せ持つ社会であると論じている。

川上 (2001 : 55 57) は日本に居住するベトナム系移民は在留資格の違い、ベトナム国内の歴史や地理的要因によるエスニックグループ (南部・中部・北部) 社会階層、中国系ネットワークを形成しているグループ、宗教によるグループ、政治的背景による違い、そして、帰化したベトナム難民とその子どもなど様々な人々が存在しており、一括りに「ベトナム人」「在日ベトナム人」と表記することの危うさを論じている。そのため川上は「系」という概念を用い、ベトナムと日本にルーツを持つ者を「ベトナム系日本人」という括り方をする中で、「『ベトナム人』という一見明確な限定から抜け落ちる曖昧性、ハイブリディティ等を考察対象に積極的に組み入れる」(川上2016 : 171) ねらいがあるという。そして、それを「『境界上のアンビバレントな様々な問題、例えば個人的アイデンティティの問題等』を考えるための方策」(川上2016 : 171) として提示している。

2.2 難民支援事業 - 一時庇護と定住支援

1975年ベトナム戦争終結後、インドシナから出国した人々が日本の船舶や島々に漂着し、救助され11,319人が定住している。そのうち8割がベトナムからの難民である(高橋2018: 71)。田中(1994: 142-151)は日本の難民受け入れについて、当時の難民受け入れ政策、定住許可プロセス等を論じている。この当時の難民保護政策は整っておらず、民間団体である宗教団体と日本赤十字社に依存する体制であった。しかし、1982年長崎県大村市に大村難民一時レセプションセンターが設置され、ベトナム難民はそこに収容された後、UNHCRを通して各地の民間一時滞在施設(兵庫県姫路市と神奈川県大和市の定住促進センター・東京都品川区の国際救援センター)日本定住もしくは第3国出国という経過をたどった。¹

荻野(2013)はベトナム難民を出国者・移動者ととらえ、ベトナムから出国した難民に関連した国際的な支援の流れを解説し、日本定住化前後における難民支援を体系的に整理した。田中(1994: 142-151)によると、ベトナム難民が日本国内に流入した当時、日本には難民保護に関する法令が存在しなかったため、水難者として第3国へ出国することを前提に民間団体が保護が開始されたということである。また、国際社会の圧力、特にベトナム戦争に敗北した米国が難民保護を各国に要請しており、1979年「インドシナ難民国際会議」以降、周辺諸国の一時庇護、先進諸国の受け入れ促進が合意され定住化が進んだと述べている。

ベトナム難民保護政策に関わった宗教施設はカトリック教会と立正佼成会が挙げられる。カトリック教会が移民・難民支援に積極的に取り組みだしたのは第二バチカン公会議(1962~65年)以降である。国際的NGOの国際カリタスの枠組みを構築し、日本においてもカトリック教会が1970年にカリタスジャパンを設立し、1973年のベトナム救援募金として支援を開始、1975年からは難民一時庇護に関与した(高橋2018: 73)。このベトナム難民支援以降、日本のカトリック教会は積極的に外国人支援に着手し、移住外国人を支援する組織として、「難民移住移動者委員会」を立ち上げ、移民に関する課題に対応している(白波瀬2018: 32; 日本カトリック難民移住移動者委員会HP)。

高橋は(2014: 9-12)難民受け入れ事業を請け負った宗教団体の法華系の新宗教教団である立正佼成会とカトリック教会について論じている。まず、立正佼成会については世界宗教者平和会議(WCRP)を通じて教祖日敬が構築した国連や外務省とのネットワークがあり、UNHCRや政府からの要請により、1997年から宗教的な立場からベトナム難民の

受け入れに応じている。その支援活動には「キーパーソン」の存在が重要だったと論じられており、この「キーパーソン」は後述する荻野（2013：22）が定義した「重要な他者」と同様に支援に欠かせない人材であることが認識されている。また、カトリック教会については、パチカンを通じた世界宗教であること、ベトナム難民の中に多くの信者がいること、第二パチカン公会議の影響などがあり、支援活動を展開していくと論じている（高橋2018：73）。また、立正佼成会の難民支援は一時滞在支援が中心で在日移民への支援には至らなかった（高橋2014：20）が、日本のカトリック教会はこのインドシナ難民支援がきっかけで在日移民支援が開始されたと述べられている（白波瀬2018：32）。

日本赤十字社長崎県支部のベトナム難民援護事業報告書（1995）には、長崎県西彼杵郡大瀬戸町（現在の西海市大瀬戸町）の施設での難民支援事業の詳細が記録されている。市街地から離れた山林に囲まれた場所にある収容施設であったが、ベトナム難民は近隣のカトリック教会や仏教寺院と関わったり、近隣の工場での就労、地域の病院での出産、教会での結婚式、地域の小学校への通学、町内会のイベントに参加するなど、地域社会との交流が記録されている。

カリタスジャパンから依頼を受けた長崎県小長井町にある聖母の騎士修道女会は長崎県諫早市小長井町難民宿舎で一時庇護を開始し、さらに大分県大野郡野津町に新たにベトナム難民宿舎を建設し、増加するベトナム難民支援を実施した。その難民宿舎関連の概要書（廣沢³によると、カトリック教会のシスター達に支援されながらの生活として、施設内での自治組織活動、施設内外での就学支援、地域社会での就労、結婚式、出産の支援などが記録されている。日本赤十字社長崎県支部の報告書と同様に、施設内外でのベトナム難民の生活の一端が読み取れた。

政府の委託を受けたアジア福祉教育財団難民事業本部は、ベトナム難民の定住に向けて1979年より支援を行なった（財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 HP）。長谷部（2018：128-131）は、定住支援は兵庫県姫路市と神奈川県大和市の定住促進センター、国際救援センター（以下、センターと略す）の3カ所にて実施され、支援内容は初期指導³として日本語教育、職業斡旋、社会生活適応指導などであった、と述べている。また、難民は初期指導を行うセンターの存在によって、同期入所者や生活相談にのってくれる日本人スタッフとのつながりを持つことができたという。さらに、センターの機能としては、難民が定住後に地域との社会的つながりを構築し、彼らの孤立化を避け、社会統合を促す役割があったことも指摘している（長谷部2018：130）。

また、平澤(2012:189-197)は、ベトナム難民は他の外国人と異なる定住過程をたどったと述べている。それはセンターの就職斡旋により就職が決まった難民がセンターを退所する時点で、就職先の会社が彼らの住宅を確保しており、定住生活で不可欠である仕事と住居の確保が同時にできていたことである。また、ベトナム難民は在留資格が「定住者」「永住者」であるゆえに家族の呼び寄せも可能であり、呼び寄せられた家族や親族も同じ職場で働くことができ、また同胞からの紹介を通じて転職することもできたと述べられている。

2.3 技能実習生・留学生の社会的背景

上林(2018:71-76)は外国人技能実習制度が、外国人労働者を必要とする日本社会にとって、移民政策はとらないという政府の立場との乖離を受ける形で存在し続け、現在に至るまでのこの制度の成立経緯と制度改正の内容を提示している。技能実習生が増加しているにも関わらず、日本社会に与える影響を十分議論されることがなく、さらに技能実習制度に内在する賃金問題や労使関係問題などがある中で、制度が運用され続けている問題を論じている。

巢内(2019:21-31)はベトナム現地調査にて、仲介会社に規定を超える高額の手数料⁴を支払う技能実習生が後を立たないことを述べ、その高額手数料の存在と、それを借金により賄う方法が日本-ベトナム間に築かれている問題を指摘している。法務省(2018)の統計によれば、技能実習生の逃走数の半数以上をベトナム人が占めており、巢内(2019:21-31)は逃走の動機として、複合的な要因(渡航前費用の借金、残業代金未払いと低賃金、暴力、暴言など)が絡み合っていること、そして逃走した技能実習生を受け入れるインフォーマルな労働市場の存在を指摘している。さらに、技能実習生が逃走するこれらの背景を丁寧に検証することなく、法的・社会的な逸脱と捉え「不法滞在者」=「犯罪者」というイメージが浸透してきているとも論じている。それとともに、渡航前借金があるため何があっても逃げられない技能実習生が存在し、暴力や賃金未払い、セクハラに我慢し続けたケースも存在することや、この制度を運用する日本国家のあり方を問い直す必要性を指摘している。

落合(2010:63)は技能実習生の抑圧された空間において、3年で入れ替わっていくそれぞれが断絶した存在の研修生や技能実習生がコミュニティやネットワークを築く兆しは見えないという。日本人と関わろうとする研修生・技能実習生がいるにもかかわらず、日

本人と研修生・技能実習生彼との間には、相互変容を遂げるにはあまりにも力の不均衡があり、外国人労働者と働くことで、浅野（2007：374-401）が論じる「何らかの文化変容がある」という捉え方について、楽観的ではないかと疑問を呈している。

さらに長坂（2018：166）は労働目的の技能実習生と同様に私費留学生在が、「資格外労働」という制度を利用し、学業ではなく労働が目的で在留している状態に着目し、技能実習生と留学生を比較し、彼らの社会的交流の機会に差異があることを指摘する。留学生は収入を得るために自分で仕事を選択可能で、日本人や他国留学生との交流を通じて、社会的な関係を広げていける利点があるが、技能実習生は仕事の選択権はなく、交流の範囲も限定されているという。加えて、私費留学生、特に日本語学校へ留学している学生について、勉学ではなく労働に主眼を置く実態を憂慮している。そして、国費留学生と私費留学生の違いを指摘し、大学によっては私費留学生の需要が多く、私費ベトナム留学生の大半は技能実習生同様に100万円近くの借金があり、この私費留学の高額な経費が「出稼ぎ留學生」を助長すると指摘する。また、最近は大学が下部組織として日本語学校を作り、その日本語学校からそのまま大学に進学できるシステムがあり、日本語学校2年間と大学4年間の合計6年間は日本に滞在し、出稼ぎ留學生として働くことを可能にしているという。私費留學生は技能実習生を募集する場合と同様に斡旋業者が関わり、留学費用の債務を抱えての来日となり、返済のための労働が前提の渡航であることが明らかな場合もあるという。

佐藤（2018：97-100）もまた、留學生政策の課題として、教育行政の外にある日本語教育機関に在籍している留學生が、日本社会の貴重な労働力となっている実態を述べている。日本語教育機関の教育の質の保証がなおざりになっている学校もあり、留學生の日本語能力が向上しない実態も報告している。

3．在日ベトナム系移民コミュニティと宗教

3.1 ベトナム国内での宗教状況

三木（2017：142）は、「ベトナム国民の8割は特定宗教を持たず、祖先崇拜やシャーマニズムが生活の一部として国民に浸透し、ベトナム国民は日本国民と同様に、宗教意識は持ち、冠婚葬祭等において宗教的な行動をとるが、実際には特定宗教への帰属意識がない」と述べている。文化庁文化政策課（2013：30）の調査資料によると、ベトナムには国教はなく、ベトナム国民の2大宗教は仏教とキリスト教であり、仏教徒9.3%、カトリック

教徒7.2%である。一方、ジェトロ・ハノイ『2016年一般概況』によると、ベトナム国民の信仰する宗教は仏教（大乘仏教）80%となっており、文化庁の調査との差が大きい。

3.2 カトリック

高橋（2018：74）は第2次世界大戦後の南北分断時、共産主義の北ベトナムと対立する南ベトナムにおいて、北ベトナムで迫害されたカトリック教徒が南ベトナムに逃れ、さらにベトナム戦争終結後、社会主義体制によるカトリック教徒への迫害抑圧もあり、難民として多くのカトリック教徒のベトナム人が国外へ逃れたと述べている。日本国際社会事業団による1985年の調査では、難民として日本に定住したベトナム人のうち42%が仏教徒、39%がカトリック教徒であった（三木2017：154）。

また、1986年兵庫県姫路市でベトナム系カトリックの人々は「在日ベトナム人カトリック共同体全国大会」を開催し、ここで「在日ベトナム人カトリック共同体」が設立されたと述べられている（戸田2001：118）。その後各地のベトナム人カトリック共同体の活動は年々規模を拡大し、会報誌「みことば PHUNG YU LOI CHUA」が毎月発行されている。その内容は日本各地で行われるベトナム語ミサの開催日時とベトナム人神父の名前が記され、聖書の解説、その時々の特事情報、信者の冠婚葬祭の情報など多岐にわたっている。この会報誌はインターネット上に公開されている。また、日本カトリック難民移住移動者委員会 HP にはベトナム語サイトがあり、「来日するベトナム人の皆さんへ Gỏi các ban Việt nam sẽ đến」と日本語とベトナム語で、来日予定の技能実習生、在日ベトナム人に向けて、労働法規やトラブル対処法、医療機関へのかかり方などの日常生活情報が紹介されている（日本カトリック難民移住移動者委員会 HP；在日ベトナムカトリック共同体 HP）。

3.3 仏教

ベトナム人が信仰している宗教は仏教が最も多い。野上（2010：41-54）はカトリック教会と仏教寺院へ集まる在日ベトナム人の比較から差異を導き、その社会的意味を考察した。それによると、カトリック教徒は世界的に統一された基準があるため、比較的容易に既存のカトリック教会にて信仰生活が確保可能であるが、ベトナム人仏教徒は日本各地にある仏教寺の檀家に入ることにはないゆえに日本国内で信仰確保が困難で、複雑な変遷を経て、定住開始から30年が経過して、ようやく埼玉県にベトナム寺が建立されたと述べている。この差異が定住化プロセスに影響を与えていることから、在日ベトナム人の「エスニッ

ク・アイデンティティ」や「文化保持」の多様性を議論する重要な論点であること指摘している。

また、三木（2017：142-154）は在日ベトナム人が仏教生活を送るにあたり、僧侶の存在が極めて大きく、僧侶あつての寺であり、彼らの宗教生活であると論じ、ベトナム人が日本に定住するようになってから、長らく仏教寺院が建立されなかった理由と、最近になって建立されるようになった背景を論じている。建立されなかったのは、常駐する僧侶がいなかったということであり、「ベトナム国の仏教界が国外に散在する自国出身者の仏教徒の指導に着手するという発想に時間がかかったこともありうる」と指摘する。そして日本国内でベトナム寺院の建立が増加⁵しつつあるのは、在日ベトナム系の人々が僧侶や寺院を支えるほどの経済的・精神的安定を得たからだと推測している。また、ベトナムを知らない若い世代が成長し、彼らのアイデンティティの行方に危機を持った親世代が拠点を欲した、とも考えられるという。さらに、第一世代の在日ベトナム人が墓を日本で建立し、子孫に供養されたいと願うことも寺の建立が必要であった理由であると述べている。そして、日本人は在日ベトナム人に日本社会・文化への同化を求めるばかりであってはならないと論じ、寺院に多くのベトナム系の人々が集結するようになったのは、寺院は宗教施設を超え、故郷であったからに他ならない、と指摘している。

3.4 コミュニティ形成とカトリック教徒

川上（2001：55-57）は前述したようにベトナム系移民のコミュニティ形成には、いくつかのファクターがあったことを述べており、特に宗教は重要なファクターであったことが論じられている。戸田（2001：18-49）は、毎朝礼拝する慣習があるベトナム人カトリック教徒にとっては、教会の近隣に住居を構えることは重要なことであり、カトリック教徒が集住する理由の一つであるということ指摘している。そして、野上（2016、2018）は神戸市にある「カトリックたかとり教会」周辺のベトナム系住民コミュニティ形成過程について、カトリック教会との関係や姫路定住促進センターの職業斡旋、長田区の地場産業であるケミカルシューズ産業などが要因でベトナム系移民をこの地に引き寄せたと論じている。カトリック教徒のベトナム難民にとって信仰は欠かせぬものであり、野上は「カトリック信者であるベトナム難民にとって、住まいと仕事場、そして信仰の場が密接しているということは、生活にとっての重要な要素であった」（野上2016：4）こと、「長田区での生活はベトナムの故郷での生活を再現できる場」（野上2016：4）であることを指摘し、工

スニック・コミュニティの存在意義を論じている。

ベトナム難民のコミュニティでの定住過程に着目したのが、川上（2001）戸田（2001）荻野（2013）等の研究である。川上（2001）は日本に定住したエスニック・マイノリティと共生する社会をどのように築くのか、という視点から生活世界を動的・構造的に捉え、戸田（2001：53-85）は日本のベトナム人社会の全体構造に関する研究を行い、特に定住過程における政治組織、宗教組織（仏教とカトリック）との関係性を考察している。また、神戸市内のベトナム系コミュニティでのベトナム人ビジネスの展開、阪神淡路大震災後のコミュニティの変容などを述べている。その大震災という非日常の場で、ベトナムでの出身地・宗教・エスニシティによる避難場所が組織され、避難生活が展開されたことがフィールドワークを通じて確認されている。

荻野（2013：24）はベトナム難民の定住化プロセスを「重要な他者」との関わりについて論じている。「重要な他者」は荻野が提示した概念で「隣近所の人や職場の上司・同僚など『ベトナム難民』の身近な場面で彼らに対し『定住化』のための諸援助を提供する特定の日本人」をいう。荻野はインタビューで聞き取ったライフストーリーを社会福祉学の視点から分析し、当時の定住化支援を包括的に述べ、支援体制についての今後の課題を明らかにした。さらに、白波瀬（2013：72）によれば、カトリック教会は浜松市でもベトナム系移民のコミュニティの結節点となり、カトリック共同体がベトナム系コミュニティ形成を容易にしたと、川上（2001）・野上（2010, 2016, 2018）と同様にコミュニティにおけるカトリック教会の重要性を論じる。さらに、白波瀬（2018：39）は非集住地域こそカトリック教会の果たす役割は大きいと指摘する。それは集住地域のような都市規模が大きい場合は、様々な移民に対する支援拠点が設けられ、NGOやNPOが活動しやすいが、非集住地域にはそれらが少なく、支援の地域格差を低減することがカトリック教会の重要課題だと指摘する。

3.5 多文化共生とカトリック教会

高橋（2018：5）は日本において宗教組織や宗教者による移民支援は見えにくく、法律上の政教分離や公教育の場での宗教の取り扱いの厳しさという日本特有の問題を指摘する。そのような背景のもと、日本国内において移民が関わる宗教の機能を論じたものはほとんどないことを指摘し、米国の移民と宗教が関連している理論を紹介している。まず、チャールズ・ハシューマンは米国の移民の宗教が果たす役割を「3つのR=Refuge（避難所）」

「Respectability (体面の維持)」「Resources (資源)」と、概念化していると論じる。そして、エバとチャフエツ、フォレイとホージの概念を引用し、移民の民族的アイデンティティに及ぼす影響を述べ、米国の移民と宗教の関係の肯定的な側面を論じている(白波瀬・高橋2018: 12-13)。加えて、欧州の移民と宗教の関連も論じているが、欧州は「移民が関わる宗教は解決 (solution) ではなく問題 (problem) だとみなされる傾向がある」(白波瀬・高橋2018: 14)と米国との差異を述べている。その理由として、欧州諸国の移民はムスリムが多く、世俗的な考えが主流の欧州諸国では米国と比較して、移民の宗教が受け入れられにくいこと、そして、米国では宗教は社会包摂の「橋」とみなされるのに対して、欧州諸国では「壁」とみなされやすいということを指摘している。

日本での移民と宗教の関連について、ベトナム系移民と宗教の関係を白波瀬(2013, 2018)、高橋(2014, 2018)、野上(2018)らは、「多文化共生」の視角から論じている。特に近年になってカトリック教会が多文化共生と親和性の強い活動を展開していることを論じる研究(星野2018; 白波瀬2018; 高橋2014, 2018; 徳田2018; 野上2018; 永田2018; 武田2018等)があり、ベトナム系移民の集住地域である神戸市長田区のコミュニティと多文化共生についての研究はいくつかある。野上(2018: 89-106)はこの地区の「カトリックたかとり教会」における多文化共生の取り組みを紹介し、詳細を述べている。野上は実際にこの地区で行われている「多文化交流フェスティバル」などのイベントに携わりながら「多文化共生という理念」のもとで起こる「現実」に直面し、外国人支援の現場での多文化共生という理念に内在する困難にあたりながらも、カトリック教会の活動に多文化共生の可能性を感じると論じている。たかとり教会内には阪神・淡路大震災後、多文化共生のまちづくりを理念とするセンターが設置されたが、それは教会の信者とそれ以外の地域住民ボランティアとの協働でできたという。野上はその中でベトナム系移民のコミュニティ形成に関わるキーパーソンである神父の活動を述べている。また、小田(2013: 244)は教会評議員に選出された元ベトナム難民信者らが積極的に多文化共生実現の担い手となっていることを指摘している。

3.6 多文化共生と支援のあり方

白波瀬(2018: 25-39)は、カトリック教会について移民支援の先駆的な活動をしているマルチ・エスニックな宗教組織であることを論じている。それは世界共通の典礼様式を持ち、どこの教会のミサに参加しても、形式面で大きな違いがなく、聖職者も既存の教会

で共生するように求めているからであると述べている。また、白波瀬は社会がこのマルチ・エスニックなカトリック教会を多文化共生の担い手として認知し、カトリック教会が行政・国際交流協会・社会福祉協議会・NPOなどと協働し、多文化共生への取り組みを促進することを求めている。さらに、2016年にカトリック中央協議会が発行した移民に対する姿勢が、日本の総務省が発表した、『地域における多文化共生の推進の報告書』で提示された理念「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」(総務省2006)の価値と親和性が強いと指摘する。そして、浜松市の事例を挙げ、多くの外国人信者を抱えた浜松市のカトリック教会のみが、行政と協力し滞日外国人支援を組織的に展開している事例を挙げている(白波瀬・高橋2012:68)。

塩原(2012:26-27)によれば、「多文化共生」というスローガンは1995年阪神・淡路大震災時の被災外国人支援のあり方を契機に論じられるようになったという⁶。また、2001年の外国人集住都市会議を経て、政府は2006年「地域における多文化共生推進プラン」を打ち出し、それが各自治体での多文化共生施策の策定を促していったという。

塩原(2011:12・2012:128-142)は、この多文化共生の理念にはエンパワーメントの理論が内在していると指摘する。外国人支援はマジョリティである日本人からマイノリティである外国人に対するパターンリズム的な視点が存在していたため、ここで示された多文化共生の理念は、日本人と外国人が対等な関係を構築し、パターンリズムからの脱却を目指そうとしたものであったという。また、今日では多文化共生という謳い文句が定着しつつあると述べられているが、社会情勢、特に経済状況が悪化し、日本人の社会的格差や雇用の不安定性が拡大するなかでは、マイノリティである外国人の支援のあり方にマジョリティからの「バックラッシュ(反動)」や「逆差別」批判が起きやすいことを論じている。さらに、グローバリゼーションの時代においてベックが論じている「リスク社会」の不安定さと、その「バックラッシュ」は結びついていることを指摘している。そして、この状況においてマイノリティとの多文化共生や外国人住民支援の正当化、日本人/外国人という二項対立を避けることをどのように主張できるのか、その根拠となる論理を確立させておく必要性を論じている。

長谷部(2018:131)は、インドシナ難民の定住支援策の初期指導がその後の「多文化共生政策」にも影響を与えるほど体系化されたものであったと指摘している。当時の定住支援は日本優位で多文化主義概念は見られていなかったが、この定住支援初期指導を今後

はさらに移民の文化背景が包摂されるような社会統合政策として構築する必要性を論じている。

樋口（2019：133）は多文化共生の理念について、社会的文脈を無視し集団間の関係を理解することにより、社会構造に起因する問題を見逃しがちになってしまい、問題への適切な対応が取れなくなる、と指摘する。多文化共生という理念を社会の状況に沿って読み解くと、再考すべき諸問題を抱えていることに留意する必要性を述べている。そして、駒井（2018：12-17）は日本では多文化共生政策が自治体や市民社会組織により進展されたが、国レベルでの政策の立ち遅れを指摘し、移民受け入れ政策の早期確立を求めている。

4 . 今後の展望

4 .1 難民支援

ベトナム難民が漂着した当時、日本政府は「招かざる客」として、難民支援には消極的であったが、米国や国際機関等の外圧によって受け入れた経緯がある。難民一時庇護については政府が対応に追われる中、日本ではNPOなどが未成立の時期に、政府や国際機関の要請に応じて、宗教団体や赤十字が積極的に難民支援事業に貢献したことがわかる。そして、難民を受け入れた施設の記録を読む限り、難民たちは一時滞在施設で歓待されている。難民が日本社会に適應することが困難な様子も記録されているが、施設周辺の人々とも交流があり、1979年に就労が認められてからは、さらに地域社会との交流が進んだことが記録されている。このような当時の難民一時庇護の状況は、宗教的観点と日本赤十字社の人道的見地からの支援によることが考えられる。それに続くベトナム難民定住支援としての定住促進センター等での日本語教育から就職斡旋までにわたる生活支援のプロセスは、現在の第3国定住支援難民にも応用されている。定住後の生活相談の場として「社会的つながり」の構築は有用であったことが明らかにされているが、定住化支援については支援者側からの目線での分析になりがちである。当事者の評価も加えながら、支援策をさらに体系化することも必要ではないだろうか。

4 .2 移民の宗教コミュニティとネットワーク

先行文献で取り上げられたカトリック教会と移民との関係性の研究は、ベトナム難民集住地域コミュニティを中心とした研究である。移民が集住するということはマイノリティ

の集団的実践としての意義はある。しかし、現在増加しているベトナム系移民は、技能実習生や留学生であり、彼らは過疎地や地方都市で暮らし、集住しているわけではない。非集住地域で生活しているベトナム系移民たち、またベトナム系移民と地域住民は、地域社会においてどのような関係を構築しているのだろうか。集住地域で確認されているベトナム系移民エスニシティによる生活世界は保持されているのであろうか。非集住地域でのベトナム系移民のネットワークや関係性の研究は不十分である。集住地域とは異なる非集住地域の特徴を明らかにすることで、移民と我々の関係性を捉える視座を広げることができるのではないだろうか。

4.3 技能実習生の生活世界

技能実習生については、3年間⁷という短期間の滞在ではコミュニティやネットワークを築くことができないと論じられている（落合2010：63）。それは日本人との相互変容という関係において、力の不均衡があるため、と述べられているが、このようなとらえ方だけでは、技能実習生達の主体的な面が埋没してしまうのではないだろうか。確かに日本人雇用主や職場の同僚日本人と技能実習生との隔たりは大きい。技能実習生の日本語力が十分でない場合は職場での人間関係も築きにくいであろう。しかし、落合（2010：63）が論じているのは相互関係を築く相手は日本人と限定している。技能実習生は日本人とだけ関係を取り結ぶわけではないのではないだろうか。日本人と限定することで、彼らが築いているネットワークを見落とすことになり、多様な生活世界をとらえられない可能性がある。日本人と外国人という二分した関係に固定しない観点が必要だと思われる。

また、技能実習生に関連する問題の一つとして深刻なのは、彼らの逃走問題である。この要因には渡航前費用の借金、残業代金未払いと低賃金、暴力、暴言などがあり、それらが複雑に絡み合ったものと論じられている（巢内2018：21-31）。技能実習生らを逃走に至らせる要因には、送出国ベトナムと受入れ国日本の諸課題の双方の分析が必要であろう。そして日本で働く外国人労働者の人権や労働・生活環境の諸課題は、「技能実習生特有の問題」として括るのではなく、彼らの問題は我々の暮らしの中に内在する課題でもあるということを直視すべきであろう。現在の日本社会は外国人労働者が不在では成立しない社会構造になっている。日本人／外国人という二分化された場所で、我々は生きているわけではないのである。技能実習生らを取り巻く生活世界にアプローチすることで、日本社会と移民とのあり方を提示したい。

4.4 多文化共生という視角

社会がカトリック教会を多文化共生の担い手と認知し、カトリック教会が多文化共生の推進を担うべきという主張（白波瀬2018：39 40）については、再考を要するのではないだろうか。カトリック教会は確実に移民との共生を目指して実践しており、社会関係資本として多文化共生の実践における宗教の役割は大きいと思う。しかし、宗教に関連する言説に内在する「壁」を看過してはならないのではないだろうか。そして、樋口（2019：133）が指摘するように、「多文化共生は社会的文脈を無視して集団間の関係を理解することにより、社会構造に起因する問題を見逃すことになってしまい、問題への適切な対応をとれなくする」ことは避けるべきことであろう。多文化共生の理念を全面否定するわけではないが、その善意にあふれた理念だけでは、様々な課題が解決できないのではないだろうか。塩原（2011・2012）は多文化共生の実践には日本人／外国人の二分法的思考を乗り越えること、同化ではない支援のあり方を問い直す必要性を論じている。その支援のあり方は今後ますます重要視されるのではないかと考える。そのためには日本人と外国人という関係を二項対立としてとらえず、絶対化した関係ではない相対化した関係性としてとらえる視角をどのようにして紡いでいくことができるのか、考究していきたい。

5. おわりに

文献レビューにより、在日ベトナム系移民についての基礎的な知見の整理と研究の方向性を考察した。特に非集住地域でのベトナム系移民のネットワークや関係性の研究が十分ではないことが明らかになった。また、移民との多文化共生を探る研究において、日本人／外国人の関係を二項対立ではなく、流動性のある関係としてとらえていく視座が必要であることが確認できた。今回の文献レビューは移民とジェンダーの関係や移民と家族関係の分析、ベトナム系移民と同様にカトリック教会を媒介としたネットワークを構築しているフィリピンや南米の移民研究などの考察が不足している。今後はこの分野の知見も参考にさらにベトナム系移民の研究を発展させていきたい。

謝辞

本稿の執筆に際し、多文化社会学研究科賽漢卓娜先生をはじめ、査読者の先生には有益なご助言をいただき深謝いたします。

注

1. このプロセスは1979年から1989年までで、1989年から1994年（難民受入終了）は大村難民一時レセプションセンターに入所前に上陸審査があり、難民と判定されなかった場合は強制退去となった（荻野2013：77-79）。
2. この難民寄宿舍関連の概要書は当時の難民受け入れ担当者であった聖母の騎士修道女会のシスター廣沢暁子が作成した概要書であるが、最終的に印刷された年月日は記載されていない。概要書は『小長井難民宿舎 概要』、『ベトナム難民宿舎なぐさめの聖母の家概要』、『長崎県 小長井難民施設概要 1期～3期』の3冊がある。
3. 定住促進センター入所後から数カ月間に渡って行われるプログラム（長谷部2018：128）
4. 「巢内（2018：21-22）の技能実習生59人への聞き取り調査によると、渡航前費用の平均額は94万4300円、さらに渡航前費用を支払うための借入金は平均76万8300円、渡航前費用の最高額は206万円で、ベトナム政府は仲介会社が徴収してよい手数料を3年の技能実習で3600米ドル、1年の技能実習では1200米ドルと規定している。また、巢内はベトナムの最低賃金はハノイ市やホーチミン市で日本円換算約2万482円/月（2019年1月）であり、技能実習生が負担する渡航前費用は高額すぎる、と指摘している。
5. 三木が本稿（三木2017）を執筆した時点では4つのベトナム寺院が日本国内に存在していた。
6. 多文化共生社会の実現に向けた大きなうねりのきっかけの一つは、阪神・淡路大震災の被災地でのベトナム難民を中心としたベトナム系移民コミュニティである（戸田2001：147-173；野上2016：2-2018：101-102）。
7. 技能実習制度においては必要な条件を満たすことにより、在留期間を最長5年まで更新できる。（参照：法務省出入国在留管理庁 厚生労働省人材開発統括官 HP <https://www.mhlw.go.jp/content/000565080.pdf> 最終確認2019.11.26）。

参考文献

- 浅野慎一，2007，『増補版 日本で学ぶアジア系外国人 - 研修生・技能実習生・留学生・就学生の生活と文化変容』大学教育出版
- 荻野剛史，2013，『ベトナム難民の定住化プロセス - ベトナム難民と重要な他者とのかわりに焦点化して』明石書店
- 小田武彦，2013，「震災で育てられた共同体 - 阪神淡路大震災とカトリックたかとり教会」関西学院大学キリスト教と文化研究センター編『ミナト神戸の宗教とコミュニティ』神戸新聞総合出版センター，244-271
- 落合美佐子，2010，「外国人研修生・技能実習生の生活実態と意識 - 語りの中から見えてくるもの」『群馬大学国際教育・研修センター論集』，9：51-68
- 上林千恵子，2018，「外国人技能実習制度の歴史と今後の課題」移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編『移民政策のフロンティア - 日本の歩みと課題を問い直す』明石書店，71-76
- 川上郁雄，2001，『越境する家族 - 在日ベトナム系住民の生活世界』明石書店
- ，2016，「ベトナム系日本人『名付けること』と『名乗ること』のあいだで」駒井洋監修佐々木てる編者『マルチ・エスニック・ジャパニーズ ○○系日本人の変革力』明石書店，168-184
- 駒井洋，2006，「研修生・技能実習生 - ベトナム人を事例として」『グローバル化時代の日本型多文化共生社会』明石書店，74-99
- 駒井洋，2018，「多文化共生政策の展開と課題」移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編『移民政策のフロンティア - 日本の歩みと課題を問い直す』明石書店，12-17
- 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部，（2019年11月27日取得 <http://www.rhq.gr.jp/japanese/profile/profile.htm>）
- 在日ベトナムカトリック共同体，（2019年10月26日取得 <http://vietcatholicjp.net/>）
- 佐藤由利子，2018，「留学生政策」移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編『移民政策のフロンティア - 日本の歩みと課題を問い直す』明石書店，94-100

- 総務省, 2006, 『多文化共生の推進に関する研究会報告書 - 地域における多文化共生の推進に向けて』
- 塩原良和, 2011, 「総説 多文化社会における『つながり』の重要性と自治体政策の役割」東京外国語大学多言語・多文化教育センター編『地域における越境的な『つながり』の創出に向けて: 横浜市鶴見区にみる多文化共生の現状と課題』東京外国語大学多言語・多文化教育センター, 12: 11-20
- _____, 2012, 『現代社会学ライブラリー 3 共に生きる - 多民族・多文化社会における対話』弘文堂
- 白波瀬達也, 2013, 「浜松市におけるベトナム系住民の定住化」『コリアンコミュニティ研究』, 4: 71-79
- 白波瀬達也, 2018, 「カトリックにおける重層的な移民支援」高橋典史・白波瀬達也・星野壮編『現代日本の宗教と多文化共生』明石書店, 25-44
- 白波瀬達也・高橋典史, 2012, 「日本におけるカトリック教会とニューカマー - カトリック浜松教会における外国人支援を事例に」三木英・櫻井義秀編『日本に生きる移民たちの宗教生活 - ニューカマーのもたらす宗教多元化』ミネルヴァ書房, 55-86
- _____, 2015, 「日本のカトリック教会の在日外国人支援にみる『多文化共生』」『宗教研究』, 88: 98-99
- ジェットロ・ハノイ, 2019, 『ベトナム一般概況』(2019年10月28日取得 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/data/vn_overview_201904.pdf)
- 巢内尚子, 2019, 「『失踪』と呼ぶな - 技能実習生のレジスタンス」『現代思想』04, Vol. 47-5: 18-33
- 高橋典史, 2014, 「宗教組織によるインドシナ難民支援事業の展開 - 立正佼成会を事例に」『宗教と社会貢献』4(1): 1-25
- 高橋典史, 2015, 「現代日本の『多文化共生』と宗教」『東洋大学社会学部紀要』52(2): 73-85
- 高橋典史, 2018, 「日本におけるインドシナ難民の地域定住と宗教の関わり - ベトナム難民の事例を中心に」高橋典史・白波瀬達也・星野壮編『現代日本の宗教と多文化共生』明石書店, 67-88
- 田中信也, 2004, 「日本の難民受け入れ」加藤節・宮島喬編『難民』東京大学出版会, 141-168
- 徳田剛, 2018, 「地域政策理念としての『多文化共生』と宗教セクターの役割」高橋典史・白波瀬達也・星野壮編『現代日本の宗教と多文化共生』明石書店, 205-228
- 戸田佳子, 2001, 『日本のベトナム人コミュニティ - 一世の時代、そして今』暁印書館
- 長坂康代, 2018, 「名古屋の私費ベトナム留学生の生活経済 - 大須の国際化との関連で」『東邦学誌第』47(1): 157-172
- 永田貴聖, 2018, 「宗教関連施設を通じたフィリピン人移住者たちのネットワーク - 京都市・希望の家を事例に」高橋典史・白波瀬達也・星野壮編『現代日本の宗教と多文化共生』明石書店, 155-179
- 日本カトリック難民移住移動者委員会, (2019年10月26日取得 <https://www.jcarm.com/>)
- 日本赤十字社長崎県支部, 1995, 『大瀬戸寮15年のあゆみ - 671名のありがとう』
- 野上恵美, 2010, 「在日ベトナム人宗教施設が持つ社会的意味に関する一考察: カトリック教会と仏教寺院における活動の比較」『鶴山論叢』, 10: 41-56
- _____, 2016, 「日本と神戸におけるベトナム難民の概況」ベトナム夢 KOBE 編『2015年度公益信託神戸まちづくり六甲アイランド基金女性事業報告書 ベトナム難民一世・二世たちの震災の記憶 - 阪神・淡路大震災から20年を迎えて』, 3-6
- _____, 2018, 「異文化をつなぐカトリックの媒介力 - 神戸市たかとり教会の事例から」高橋典史・白波瀬達也・星野壮編『現代日本の宗教と多文化共生』明石書店, 89-108
- 長谷部美佳, 2010, 「結婚移民に対する移民ネットワークと移民コミュニティの役割インドシナ難民の配偶者の事例から」首都大学東京・都立大学社会学研究会編『社会学論考』31: 1-27
- _____, 2018, 「中国帰国者、インドシナ難民に対する初期指導と課題」移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編『移民政策のフロンティア - 日本の歩みと課題を問い直す』明石書店, 127-131
- 平澤文美, 2012, 「ベトナム人 - 外部市場志向のビジネス」樋口直人編『日本のエスニック・ビジネス』世界思想社, 189-219
- 樋口直人, 2019, 「多文化共生 - 政策理念たりうるのか」高谷幸編『移民政策とは何か』人文書院, 129-144
- 古田元夫, 2017, 「ナショナル・アイデンティティと地域 現代ベトナムにとっての東南アジアと東ア

- ジア」川田順造編『ナショナル・アイデンティティを問い直す』山川出版社, 280-297
文化庁文化政策課, 2013, 『在留外国人の宗教事情に関する資料集 - 東南アジア・南アジア編』
Beck, Ulrich, 1986, Risikogesellschaft, Auf dem Weg in eine andere Moderne, Frankfurt am Main:
Suhrkamp(東廉・伊藤美登里訳, 1998, 『危険社会』法政大学出版局)
法務省, 2018, 「技能実習制度の現状(不正行為・失踪)」(2019年11月30日取得)
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/ginoujishshukyougikai/180323/4_moj-genjyou.pdf
_____, 2019, 「在留外国人統計2018年12月末現在」, (2019年10月26日取得)
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri_04_00081.html
三木英, 2017, 「はじめに」三木英編『異教のニューカマーたち - 日本における移民と宗教』森話社, 8-20
_____, 2017, 「第7章設立される待望の故郷 - 在日ベトナム人と仏教寺院」三木英編『異教のニューカマーたち - 日本における移民と宗教』森話社, 142-156